令和5年度　滋賀県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
実施要領

1．目的

　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事務所の計画作成担当者が、利用者および事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画、看護小規模多機能型居宅介護事業計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識および技術を修得することを目的に実施します。

2．実施主体および実施機関

実施主体　滋賀県

実施機関　社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3．研修対象者

　別紙2「滋賀県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講対象者について」によるものとします。

4．研修日程・定員

講義・演習　2日間（詳細は別紙1プログラムを参照ください。）

※日程は講師等の都合により変更することがあります。

コース	日　程（2日間）	会　場	定　員
~~前期~~	~~令和5年9月25日（月）、9月26日（火）~~	~~COZY TOWN（ｱﾙ・ﾌﾟﾗｻﾞ彦根4階）~~	~~30名~~
後期	令和6年2月8日（木）、2月15日（木）	県立長寿社会福祉センター	30名

5．受講申込方法等

（1）受講申込

受講を希望する事業者の代表者は、次の1）および2）の方法にてお申込みください。

※ 1）と 2）の両方が必要です。

1）研修受講を希望する施設・事業所は、滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム（以下、「研修システム」という。）を利用して受講者情報を送信してください。研修システム https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/

※研修システムでの申込ができない場合は、滋賀県社会福祉研修センター事務局（以下、事務局）にご連絡ください。

2）併せて、受講申込書（別紙様式1）、「介護支援専門員証の写し」および「認知症介護実践者研修（旧基礎課程）修了証の写し」を申込み期間内に市町担当課へ送付または持参してください。

ア）各様式は当センターホームページまたは研修システムよりダウンロードしてください。

イ）本研修の申込期間中に令和5年度認知症介護実践者研修を受講中の方は修了見込みとして申し込みできます。修了証書は修了後に提出してください。

※市町担当課におかれては、申込書を取りまとめのうえ、市町の推薦書（別紙様式2）を添えて申込み期間内に事務局まで送付してください。

申込書類一式
① 申込書（別紙様式1）
② 介護支援専門員証の写し
③ 認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）修了証の写し
※本研修の申込期間中に令和5年度認知症介護実践者研修を受講中の方は、修了後速やかに提出してください。

（2）提出先
1）研修システム（事務局）
2）市町担当課

（3）申込受付期間
~~前期　令和5年 7月 3日（月）～　7月31日（月）~~
後期　令和5年11月10日（金）～ 12月 8日（金）

6．受講の決定
（1）申込締切後、2週間以内に受講の可否にかかわらず申込者全員に通知します。
（2）受講の可否等については、次のとおり通知します。
1） 研修システム
➔ 研修システムの「受講者個人ページ」にて受講決定通知書を確認できます。
2） 市町担当課
➔ 推薦者（市町長）に通知します。

7．受講料および納付方法
（1）受講料　4，320 円
（2）納付方法
受講決定後、指定する期日までに指定口座にお振込みください。
なお、振込手数料は、各自でご負担ください。
（3）キャンセルについて
受講料振込後は原則として返金いたしません。

8．修了証書の交付
（1）全科目を受講された方には、県より修了証が交付されます。
（2）修了については、全日程を出席し課題を期日までに提出した人となります。
1）遅刻、早退、欠席があった場合は、レポートや補講の対象となり、修了証の発行を保留することがあります。
2）受講態度が不適切（学習意欲に欠ける、研修の運営を妨げる言動、他の受講者への迷惑行為等）で、注意のうえ改善がみられない場合は、県、事務局および講師の協議により受講を取り消し、修了を認めないことがあります。
（3）修了証書の氏名表記は、JIS コード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。

10. 研修会場

~~(1)前期　彦根会場~~

~~COZY TOWN（彦根市大東町 2-28　アル・プラザ彦根 4階）~~

~~【交通案内】~~

~~JR 彦根駅西口すぐ~~

~~※ 近隣の駐車場をご利用ください。なお、駐車料金は各自でご負担ください。~~

（2）後期　草津会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山七丁目8-138）

駐車場のスペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関の利用をお願いします。

【交通案内】

JR瀬田駅からバス利用（約15分）　長寿社会福祉センター前BS下車

帝産バス3番のりば　滋賀医大行き（レストタウン・長寿社会経由）

※「龍谷大学行き」のバスは県立長寿社会福祉センターを経由しません。

11. その他

（1）昼食は各自でご用意ください。また、ゴミはお持ち帰りください。

（2）県立長寿社会福祉センターの敷地内（駐車場を含めた敷地全体）は全面禁煙です。

気象警報等が発表された場合（※）や、県から事業の自粛要請が出された場合、その他交通機関の状況等により、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、下記のホームページおよび研修システムの「おしらせ」に掲載しますのでご確認をお願いします。

滋賀県社会福祉研修センター

ホームページ　http:// shiga-sfk.jp

研修システム　https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga

電話番号　ＴＥＬ：０７７－５６７－３９２７

ホームページ

研修システム

※特別警報、暴風警報が県下で発表されている場合、研修実施地域で大雪警報が発表されている場合の延期等は、午前7時（午後の研修の場合は午前 10 時）時点の状況を目安に決定し、速やかにホームページに掲載します。

問い合わせ・申込み先（事務局）

〒525-0072　草津市笠山 7 丁目 8－138 県立長寿社会福祉センター内
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会　滋賀県社会福祉研修センター
TEL　077－567－3927　　FAX　077－567－3910
ホームページ　http://shiga-sfk.jp

※ 認知症介護実践者研修受講状況の確認、修了証書の紛失等に関するお問い合わせは
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係
TEL：077-528-3522 へお願いします。

（別紙1）

令和5年度 滋賀県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
プログラム

令和5年６月１日現在

日程	前期 （彦根）	後期 （草津）	時　間	目的および内容
1日目	~~9/25~~ ~~（月）~~	2/8 （木）	13:00～13:20	受　付
			13:20～13:30	オリエンテーション
			13:30～14:30	総論・小規模多機能ケアの視点　（60分） 小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解します。
			14:40～16:40 ※途中休憩含む	地域生活支援（60分） 本人の地域生活を支援するためのネットワークづくりとそのあり方を理解します。また、地域・他機関との連携について理解します。
				チームケア（記録・カンファレンス）　（60分） 小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解します。
2日目	~~9/26~~ ~~（火）~~	2/15 （木）	前期 9:30～9:50 後期 9:00～9:20	受　付
			前期 9:50～10:00 後期 9:20～9:30	オリエンテーション
			前期 10:00～17:00 後期 9:30～16:30 ※途中休憩含む	ケアマネジメント論　（60分） 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または介護予防小規模多機能型居宅介護事務所のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、ひとり一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解します。
				小規模居宅介護支援計画作成の実際 （講義60分、演習240分） 「ケアマネジメント論」ならびに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義および実際の事例を用いた演習を通じて、小規模多機能型居宅介護計画または複合型サービス計画の作成ならびに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解します。
			前期 17:00～17:10 後期 16:30～16:40	修了書交付

（別紙2）

令和5年度 滋賀県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の
受講対象者について

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講対象者の要件は、下記のとおりですので、受講申込にあたって漏れのないように十分に確認してください。

【受講対象者】

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事務所の計画作成担当者（注）、または計画作成担当者になることが予定される方（注）であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧 基礎課程を含む）を修了している方とします。

なお、本研修申込期間中に令和5年度認知症介護実践者研修を受講中の方は修了見込みとして申し込みできます。

また、上記の方には、現在は小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または介護予防小規模多機能型居宅介護事務所に勤務の予定がなくても、今後、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または介護予防小規模多機能型居宅介護事務所に勤務を希望している場合を含みます。

※（注）介護支援専門員であることが前提ですが、サテライト型の場合はその限りではありません。

「実践者研修」または「基礎課程」とは、都道府県等において「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日 老発第0331010号、厚生労働省老健局長通知）および「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日 老計発第0331007号、厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される「認知症介護実践者研修」または、次の通知に基づき実施された各研修です。

（ｱ）「実践者研修」

「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号厚生労働省老健局長通知）および「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施されたものです。

（ｲ）「基礎課程」

「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）および「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に基づき実施されたものです。